

平成31年度

事業計画

地域福祉活動をひろげます
つながる・ささえあう



身近な窓口になります

むすぶ

小さな力を大きく広げます

ふくらむ

支え育てる

◎基本理念

飯南町社会福祉協議会の基本理念は、「一人ひとりのつながりを大切に
し、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を地域福祉
活動の使命として推進していきます。

◎基本目標

「頼られる社協、応える地域福祉活動を目指します。」

◎平成31年度 社協指針

私たちの暮らす地域社会では、少子高齢化と人口減少が急速に進展する中で、経済・雇用情勢の変化や、各家族・単身高齢者の増加といった家族形態の変容などを背景に、育児や介護、就労や生活困窮、ひきこもり、孤立死、虐待などといった多様な生活・福祉課題を抱えた世帯が社会から孤立しやすい環境にあります。

行政の制度・施策の一層の充実とともに、問題が深刻化する前に身近な地域で気づき、支え、必要な制度に繋げる体制づくりが必要です。

飯南町社会福祉協議会では、複雑・多様化する生活・福祉課題に対応するため、町行政、自治振興協議会・福社会組織、民生児童委員、地域住民、ボランティア、団体といった地域のあらゆる人材や機関と連携・協働し、制度・技術・知識などを含めたあらゆる社会資源を活用することで、相談・支援機能の充実と強化を進め、社協として取り組むべき具体的な活動方針が提示されている「しまね版第2次アクションプラン」を指針・ツールとし、事業や取り組みを点検・整理するとともに実践してまいります。

また、近年、福祉・介護人材の確保難や、介護保険サービスの報酬減による財政悪化など早急に対応すべき課題に取り組みます。

法人運営部門では、継続して「社会福祉法人改革」によるガバナンスの強化、法人運営の透明性、財務規律の強化、人材確保等に努力するとともに、平成31年4月1日から順次施行される「働き方改革」に向けて対応していきます。

地域福祉部門においては、平成30年3月に、平成30年度から平成34年度までの5ヶ年にわたる飯南町地域福祉活動計画を策定し、平成

3 1 年度は2 年目となります。随時、計画の見直しを行いながら「互いに助け合い支え合う地域づくり」、「誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり」「地域で安心して暮らすための基盤づくり」の基本目標の達成に向けて具体的な取り組みを示し、住民のみなさんが主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制に向けた基盤の構築を推進してまいります。

介護保険事業においては、高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに地域の課題を分析し、高齢者が有する能力に応じ自立した生活を送るための取り組みを進めるとともに、サービスの質の向上を目指し事業運営を行ってまいります。

保育所運営部門では、保育の充実はもとより、これまで継続して検討を重ねております受け入れ月齢の引下げ実現に向けて、引き続き県内・県外の保育専門学校への保育士募集や保育体験事業の実施、保育研修生の積極的な受入れにより情報収集等を行い、保育士の人材確保を進めます。

本会といたしましては、地域住民の皆様がいつまでも住みなれた地域で生きがいをもって暮らし続けられるように、本会の基本理念に掲げております「一人ひとりのつながりを大切にし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を地域福祉活動の使命として推進してまいります。

＜各課の事業計画＞

I. 総務課

1. 活動方針

- 社会福祉法に基づいた役員会の運営や、事業運営の透明性・財務規律の強化に努めます。
- 法人全体で各事業の経営状況を共有し全職員で効率的な事業運営を目指します。
- 行政を始めとする他機関と連携した人材確保に努めるとともに、職員のキャリアに応じた研修を行い、職員の資質向上に取り組みます。

2. 重点実施項目

- 働き方改革関連法改正に沿った労働時間法制の見直しに対する対応を行います。
- ホームページを見直しアクセスしやすい情報管理に努めます。
- 飯南町共同募金委員会・日赤飯南町分区の継続した取り組みを行います。

3. 実施事業

(1) 役職員会議の開催

- 1) 理事会の開催（5月・6月・10月・1月・3月）
- 2) 監査会の開催（5月・10月）
- 3) 内部監査の実施（5月・8月・1月）
- 4) 理事会全員協議会の開催による重要事項の事前協議及び情報交換
- 5) 役員研修会の開催（12月）
- 6) 評議員選任・解任委員会の開催
- 7) 議決機関としての評議員会の開催（6月・10月・2月・3月）
- 8) 運営検討会議の開催（月1回）
- 9) 管理職会議の開催（随時）

(2) 諸規程の整備

- 1) 根拠法に添って関連規程を改正の都度整備し、法令順守に努めます。
- 2) 社会保険労務士との委託契約により、労働関係法律の改正に速やかに対応します。

(3) 地域公益活動

- 1) 社会福祉法人と連携して、公益的な取り組みを進めていきます。

(4) 情報開示による事業の透明性の確保

- 1) ホームページによる情報開示を行います。
- 2) 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの運用を行います。
- 3) 広報誌を発行（年6回）します。

(5) 社協会費の募集

- 1) 住民は社協会員であるとの理解を深めるPRに努めるとともに、企業等賛

助会員から会費の募集に努めます。

(6) 公的財源の確保

- 1) 基本的な法人運営の理解を求め、公費財源の確保に努めます。

(7) 福祉・介護人材の安定的な確保と定着

- 1) 行政をはじめとする関係機関と連携して人材確保に努めます。

(8) 基金の活用による地域住民への還元

- 1) 香典返し等の寄付による典礼事業（斎壇・霊柩車）の整備をします。
- 2) 町内福祉施設への福祉用具の助成事業を実施します。
- 3) 地域福祉推進事業への活用をします。

(9) 各部署との連携による職員育成研修

- 1) 新人職員には採用後、内部研修の実施を行い、配属先では実務に添った研修と研修日誌を活用したスムーズな職場適応への支援を行います。
- 2) 中堅・指導的職員等、キャリアに応じた外部研修への積極的な参加を促します。
- 3) 職員一人ひとりが目標をもって仕事に取り組めるように、職員目標管理シートの継続実施を行います。
- 4) 地域福祉サービス法人内部会議（月 1 回）により、主任者間の情報共有と課題に対する協議の場を持ちます。

(10) 資格取得の推進

- 1) 資格取得支援実施要綱の運用により、積極的な資格取得を推進します。

(11) 職員の福利厚生

- 1) 衛生委員会を開催し、職場環境について課題をあげ改善を図ります。
- 2) 健康診断結果について、産業医の指導を得て職員の健康保持に努めます。
- 3) 定期健康診断に加えて、積極的ながん検診を推奨し助成金を支給します。
- 4) メンタルヘルスの相談窓口を設けるとともに、全職員に対してストレスチェックを行います。

(12) 苦情解決

- 1) 各部署における苦情等を職員が共有認識し、再発防止に努めます。
- 2) 住民・サービス利用者からの要望や、課題については運営検討会議等で協議し各部署や関係機関に繋げていきます。
- 3) 第三者委員との意見交換会を開催し、適切な苦情対応に努めます。

(13) 赤い羽根共同募金活動の充実

- 1) イベント募金や、募金付き自動販売機の設置など積極的な募金活動を推進し、自主財源の確保に努めます。
- 2) 募金百貨店・テーマ募金など新たな募金活動を検討していきます。
- 3) 共同募金委員会、審査委員会による公正な助成事業を行います。

(14) 日赤飯南町分区の活動の充実

- 1) 赤十字活動の推進及び社費・寄付金の資金協力に努めます。
- 2) 災害時における速やかな活動に努めます。
- 3) 救急法講習会等への講師派遣
- 4) 救援物資・見舞金の贈呈

II. 地域福祉課

1. 運営方針

- つなげる・・・対象や分野を超えたネットワークの形成を図り、住民主体の地域づくりを進めます。
- 受け止める・・・全ての住民の思いを受け止め、寄り添い、共に解決に向けて行動します。
- 挑戦する・・・地域の生活・福祉課題に向き合い、その解決に向けて挑戦します。

2. 重点実施項目

- 『地域福祉活動計画』に添った活動の展開をしていきます。
- 各関係機関とのつながりをさらに強化し、協働したまちづくりを行います。
- 職員のスキルアップを図ります。

3. 実施事業

(1) 小地域福祉活動推進事業

各関係機関との細やかな連携のもと、地域づくりを一体的に進めていきます。

- 1) 地域福祉活動計画を軸とした小地域福祉活動の推進
 - ・福祉合同会議の開催
 - ・福祉研修会の開催支援
 - ・各地区見守り体制づくりの推進
 - ・ダイジェスト版の作成
 - ・福祉視察研修先の調整、車両貸し出し

(2) 生活支援体制整備事業

高齢になっても地域で自立した生活を送れるよう支援の体制づくりを進めていきます。

- 1) 生活支援コーディネーター業務の実施による、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の機能強化
 - ・地域課題の把握、地域の事業者等への参画を働きかけ、社会資源の創出支援を行う。
 - ・住民が活用しやすい地域資源情報の資料作成

- ・保健福祉課と連携強化し、一体化した事業の実施
- 2) 地域振興課をはじめとした他機関との協働推進の継続

(3) 総合相談事業

生活課題を抱える人たちの総合相談機能を充実・強化し関係機関とともに支援します。

- 1) 心配ごと相談『こもれば相談』の開設 毎月2回
- 2) 無料法律相談の開設 隔月1回
- 3) ひきこもり・不登校の当時者・保護者の相談場所『ぷらっと』の開設
毎週3回 月曜日、水曜日（14時～17時）、金曜日（9時～17時）
 - ・訪問活動の継続実施
 - ・関係機関での事例検討会等、協働支援に向けての働きかけ
- 4) 相談場所の周知、相談をつなぐ体制に向けた働きかけ（ポスター、パンフレットの活用）
- 5) 相談者に応じた相談場所の設定
- 6) 相談員、サポーターの研修会への参加促進

(4) 日常生活自立支援事業・法人後見事業

高齢者や障がいのある方が安心して生活できるよう、ふたつの事業の役割を活かしながら、各関係機関と連携した支援に努めます。

- 1) 住民への各制度の周知、研修会の実施
- 2) 各関係機関（福祉事業所等）と連携した事業の推進
- 3) 生活支援員研修会への参加促進（県社協主催、飯南町社協主催）
- 4) 法人後見運営委員会の開催

(5) ボランティアセンター事業

皆が協働し地域の生活課題を解決していくために、ひとりでも多くの方の理解を深め実動いただけるよう、啓発や育成に努めます。

- 1) ボランティアの理解促進、及びボランティア団体の育成と強化
 - ・ボランティア研修会の開催
 - ・小中学生対象のサマーボランティアスクールの開催 年1回

(6) ふれあいいきいきサロン事業

地域の集いの場が充実し、継続できるよう支援をしていきます。

- 1) 新規立ち上げと継続支援
- 2) サロンを通じ、地域住民との交流を広げるための情報提供
- 3) サロンボランティア研修会の開催

(7) シルバー人材センター事業

会員には知識や経験を活かせる場を提供し生きがいや健康の増進を、利用者には低価格での利用を促進し、双方の支援活動を行ないます。

- 1) 新規会員募集の継続
- 2) 安全・適正就労の促進
- 3) 会員意見交換会の実施
- 4) 対象外のニーズを他機関へつなぐ

(8) 配食サービス事業

栄養バランスのとれた体に優しい弁当作りと、安否確認を兼ねた弁当の配送を行います。また、福祉教育やボランティアの育成に繋がります。

- 1) ボランティアの協力のもと地域との連携を深めた円滑な運営
- 2) 衛生面、安全面へ配慮した事故のない運営
- 3) 若い世代や職域等からの、新しいボランティアの推進継続

(9) 福祉教育推進事業

各学校、保育所や公民館とともに福祉教育を進めていきます。また将来福祉に携わる人材の育成を強化し、社協全体で取り組む体制を構築します。

- 1) 各学校、保育所における福祉教育支援の継続と働きかけ
- 2) 各公民館との協働と連携強化による地域福祉の推進
- 3) 『実習受け入れマニュアル（業務手順）』の作成、体制の構築

(10) 地域福祉諸団体との連携事業

福祉のまちづくりを地域福祉諸団体と協働して推進します。

- 1) 民生児童委員協議会との協働
- 2) 身体障がい者協会、原爆被災者協議会、手をつなぐ育成会への支援・協力
- 3) 老人クラブ連合会、母子会、遺族会、福祉施設、各ボランティア団体などとの連携・協力

(11) 単身高齢者、高齢者等世帯事業

“安心と生きがいづくり”のお手伝いができるよう訪問活動、交流会の開催を継続していきます。

- 1) 単身高齢者訪問の実施
- 2) 新規単身高齢者、気がかりな高齢者の世帯訪問の実施
- 3) おひとり暮らしの交流会開催
- 4) 各関係機関と協働した敬老会の開催

(12) 生活福祉資金・民生融金相談受付貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者等を対象にした資金貸付と、必要な相談支援を飯南町と連携し対応するとともに、他の福祉サービスに繋げることも視野に入れた事業運営を行います。

- 1) 生活福祉資金の円滑な運営
- 2) 民生融金（緊急現金）の円滑な運営
- 3) 飯南町の生活困窮者相談窓口（福祉事務所）と連携した借入申し込み世帯の生活課題の把握、課題への取組み
- 4) 県社協と連携した滞納者への現地督促（返済指導）の実施
- 5) 資金運営委員会の開催（定例1回、必要時）

(13) 災害時における災害ボランティアセンターの設置運営

- 1) 災害対応マニュアルの改訂
- 2) 災害ボランティアセンター運営研修会の実施

Ⅲ. 在宅福祉課

《通所介護事業係》

1. 運営方針

- 利用者と家族にとって、安全で、安心に過ごせる場所となることを目指します。
- 誰も拒まない、一人ひとりを大切にする介護を実践します。
- 建設的な意見を出し合える職場作り、様々な世代の職員が協力し合い働きやすい職場作りを目指します。

2. 重点実施項目

- 利用者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、心身機能の維持と、介護者の負担が軽減できるサービスを提供し、笑顔で過ごしていただけるよう努めます。
- 重度の認知症や医療依存度の高い方、障がいの方の高齢化による介護保険への移行等、多様化する利用者に合ったサービスを提供します。
- 平成30年4月からの介護報酬改定による報酬減による状況を見極め、今後も効率的な運営となるよう努めます。

3. 実施事業

(1) 通所介護事業（介護保険で要介護1～5と認定された方）

- 1) 通所介護計画・個別対応マニュアル(介護手順書)の作成
 - ・利用者個々の通所介護計画の作成・評価を行い、適切なサービスを実施します。
- 2) 機能訓練の実施
 - ・利用者個人の生活場面に着目した、個別の機能訓練を実施し、軽作業やレクリエーションを通して、楽しみながら心身機能の維持向上を図るプログラムを実施します。
- 3) 自立支援と意欲の向上
 - ・自立支援という基本原則をもとに、できることは本人にさせていただき、在宅生活の中でできることを維持し、ADL介助においても本人の能力を引きだす介助をします。
- 4) 口腔ケアの実施
 - ・口腔体操の実施、食後等口腔内の清潔を保ち、咀嚼・嚥下機能の維持向上に努めます。
 - ・必要に応じ、医療機関の協力を仰ぎ、個別に口腔ケア指導を行います。
- 5) 園芸活動の実施
 - ・季節に沿った花や野菜を育て、収穫、調理し、楽しく食べる事で利用者間のコミュニケーションを図るとともに意欲の向上を目指します。
- 6) 認知症の悪化防止
 - ・認知症の利用者に対して、楽しみながらできる認知症悪化防止プログラムを実施します。
- 7) 状態把握と悪化防止
 - ・利用者の日々の状態把握に努め、安全に一日を過ごしていただきます。状態に変化がある場合は、各関係機関、家族と連携し悪化防止と早期発見・対応に努めます。

(2) 第Ⅰ号通所介護事業（介護予防現行相当サービス、事業該当者）

- 1) 認知症予防、機能訓練の実施
 - ・レクリエーションや創作活動等の作業を通して、生活意欲の向上と心身機能の維持向上に資するプログラムを実施します。
 - ・認知症予防として、栄養や生活習慣などの相談と助言、調査を行います。
- 2) 自宅でできる介護予防の紹介
 - ・自宅で継続してできる、筋力低下防止・健康体操・尿失禁予防、生活習慣等を紹介し、要介護状態への進行を予防することに努めます。
- 3) 個別相談・生活相談
 - ・利用者が抱える、生活上の悩みや困りごとを遠慮なく打ち明けていただけるよう信頼関係の構築と、利用者にとって住みやすい環境となるよう相談や提案をしていきます。

(3) 来島高齢者生活福祉センター事業

- 1) 居住部門
 - ・1人部屋 5室
 - ・2人部屋 2室
 - ・障がい用部屋 1室 10名定員
- 2) 生活管理短期宿泊事業
 - ・定員 4名
 - ・冠婚葬祭等、家族が不在の際に短期間（最大1週間程度）の利用が可能
- 3) 冬季宿泊センター
 - ・平成25年12月開所（12月1日～3月31日）
 - ・個室 4部屋 夫婦部屋2部屋

(4) 基準該当生活介護の実施（障がい者総合支援法関係）

- 1) 65歳未満の在宅障がい者の方に対する必要な介護を提供するとともに、家族介護者の負担軽減に努めます。

4. リスクマネジメント

- ・施設内、サービス提供中に発生のあるあらゆるリスクの防止について、職員が共通認識と基礎知識を身につけ、必要に応じマニュアルを見直し、定期的に事故防止を協議し危機意識を高めることで危機管理能力の向上に努めます。
- ・感染症対策には、積極的な研修受講と保健機関等専門職の指導等を仰ぎながら、速やかに対応していきます。

5. 研修計画（主なもの）

- 1) 科学的介護の技術取得や、認知症対応の研修に参加します。
- 2) 利用者層の変化に伴う、新しい時代の通所介護の運営・あり方についての研修に参加し、職員全体で協議を進めます。
- 3) 職場内において、諸規程（特に就業規則）及び職業倫理を説明・教育し、組織人として必要な心得を学びます。
- 4) 相談援助技術の向上を目的とする研修に参加します。
- 5) 経営感覚の醸成が重要視される中、経営支援の研修に参加します。

6. 見学・デイサービス体験利用の受け入れ

- 1) 1日2人を限度に体験利用を受け入れます。
- 2) 施設見学、サービス内容の説明に随時対応します。

7. 各種会議

- 1) 外部会議(定例)
高齢者サービス調整会議・サービス担当者会・来島居住施設事業検討会議
介護予防推進会議・飯南町福祉施設協議会・飯南町地域包括ケア推進局介
護福祉部会・雲南圏域障がい者総合支援協議会・雲南地域通所介護部会
- 2) 内部会議
職員会(月1回)・ケース検討会(月1回)・事故防止検討会(随時)

8. 職員の健康管理

- 1) 自己の健康管理を行います。(手指消毒、うがい、マスク着用などの感染予
防)
- 2) 職場内健康診断、一般検診を受けます。
- 3) インフルエンザの予防接種を受けます。

《訪問介護事業係》

1. 運営方針

- 利用者の意志や人格を尊重し、個々の立場に立った質の高いサービスの提供
を目指します。
- 利用者が住み慣れた地域在宅で、その人らしく安心して暮らしていただける
ようにお手伝いします。
- 地域の持つさまざまな福祉サービスと密接な連携を図り信頼関係を築く中で、
相談しやすく、利用しやすい事業所を目指します。

2. 重点実施項目

- 全職員が技術・知識・制度を学び、利用者のニーズに沿ったサービスの向上に
努めます。
- 職員間、各関係機関との報告、連絡、相談を密にし、利用者の日々の状態変化
を見逃さず自立のお手伝いをします。
- 町内唯一の訪問介護事業所としての責務を認識し、安心して信頼して利用頂ける
サービスの提供を行います。
- 平成30年4月の介護報酬改正による報酬減額や利用者減少による現状を踏ま
えながら効率的な運営となるよう努めます。

3. 実施事業

(1) 介護保険による訪問介護事業

要介護1～5と認定された方で、その方の有する能力に応じ、可能な限り自

立した日常生活が出来るよう支援を行います。
(身体介護、生活援助等のサービスの提供)

(2) 介護保険による第1号訪問事業(介護予防現行相当サービス、事業対象者)

要支援Ⅰ・Ⅱまたは事業対象者と認定された方で、可能な限り居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。(身体介護、生活援助等のサービスの提供)

(3) 障がい者総合支援法による居宅介護事業

居宅において利用者の意志及び人格を尊重し、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援を行います。
(身体介護、家事援助、通院等介助のサービス提供)

(4) 法定外福祉サービス事業

当事業所のサービス利用者に対し、介護保険、障がい福祉サービスでは算定することが出来ない支援を提供し、安心した生活の維持を図ります。

4. 各種会議

1) 外部会議(定例)

高齢者サービス調整会議・飯南町地域包括ケア推進局介護福祉部会及び幹事会・ケース担当者会・地域ケア会議・雲南訪問部会・飯南町自立支援協議会地域部会

2) 内部会議

課内職員会(月1回)

連絡事項の確認、ケース検討、研修報告、ケア技術の向上の研修を実施

5. 研修会への参加

1) すべての職員が目的を持ち計画的に研修に参加します。

(認知症、接遇、人権、感染症、介護技術、コミュニケーション技術、障がいの特性等)

2) 研修復命による職員への報告、勉強会の実施・課内研修を実施します。

6. 健全な事業運営の促進

1) 利用者のニーズに対応できる勤務体制の確保に努めます。

2) 訪問時間の効率的な配分と合理的な勤務体制を築きます。

3) 公用車の保全管理を実施します。

4) 常に安全運転に心がけ余裕をもって早めの行動を心がけます。

5) ヒヤリハットへの対応、事故防止に努めます。

6) 緊急時における対処方法の明確化を図ります。

7. 苦情相談の対応

1) 利用者、及び家族に対する聞き取りの実施、苦情、要望の早期把握に努めます。

2) 利用者、及び家族からの相談苦情を受けた場合は、飯南町社会福祉協議会「苦情対応マニュアル」に沿って速やかに対応し今後のサービスの向上

に繋がります。

- 3) 受け付けた相談、苦情は会議を開き、職員間で共有しサービスの改善に向けて誠実に対応します。

8. 職員の健康管理

- 1) 自己の健康管理を行います。(手洗い、うがい等の感染予防、または訪問中に事故に合わないよう気を付ける)
- 2) 職場内健康診断、一般検診を受けます。(訪問介護員全員、年に1回以上実施する)
- 3) インフルエンザの予防接種、検便を行います。(検便については年1回以上)

IV. 特別養護老人ホーム あかぎの里

1. 事業実施方針

- 「あかぎの里」で働くスタッフは、「自分の大切な人」を安心して託すことができる施設づくりを目指します。
- 「明るく・暖かく・穏やかな生活の場」を創り上げることが念頭におき、入居者にここに住んで良かったと言ってもらえる施設を目指します。
- 常に「多職種協働」を意識し、知恵を出し合い、入居者一人ひとりの生活を精一杯支えます。

2. スタッフ活動目標

- (1) 常に「穏和」(落ち着き・和やか)な対応で接します。
- (2) 入居者・家族そして、職員同士が「礼儀」をもって仕事に臨みます。
- (3) 変化を恐れず、自分自身が「前進」することで施設に貢献します。
- (4) 「人権・命の尊さ」を常に重んじます。
- (5) 「生活の場」であることを認識し、清潔な環境を維持し、感染症予防に努めます。

3. 重点実施項目

- (1) 平成30年度下半期より、職員体制も安定し、稼働率を上げることができました。31年度は、さらに安定した経営ができるよう全職員一体となって本入所95%、短期入所70%の稼働率を経営目標とします。
- (2) 特別養護老人ホームは、「特別な場所(閉鎖的)」とされている方も多いと感じています。しかし、入居者にとっては、「生活の場」であり、地域にある「当たり前にある施設、なくてはならない施設」と町民の皆さまに感じただけの取組みを進めていきます(地域交流、地域貢献、広報活動、ボランティア活動の更なる促進等)。
- (3) 平成30年度後半より「業務改善委員会」を立ち上げ、人口減少等の原因による限られたスタッフ数の中、効率的かつ過重労働とならないよう、またサービスの低下を招かないよう業務全体の見直しを定期的・継続的に細かなと

ころまで協議しています。平成31年度においても、さらに協議を継続し、働きやすく、開かれた施設作りを目指します。

- (4) スタッフの「建設的な提案・発想」を大切にし、それを実現できる職場風土を作ります。
- (5) スタッフの健康状態に注意を注ぎ、ストレスチェック制度等の活用も継続する中で、適切な助言・示唆を行います。
- (6) 平成31年度は、労働基準法の改正による「働き方改革」のスタート、また10月からの消費税増税に伴う「新処遇改善加算」が創設されます。いずれも職員にとって有益なものとなるよう、また「やりがいや評価」につながるよう制度を活用していきます。

4. その他の実施項目

- (1) すべての職種が「アセスメント」の重要性を認識し、「主観的情報」と「客観的情報」を相互に関連づけながら、情報を共有する中で、適切なケアを提供します。また、定期的に課題を分析し、より良いサービスに結び付けます。
- (2) 入居者の声を傾聴し、できる限り「思いや願い」を尊重したサービスを提供します。
- (3) 認知症への理解を深めることにより、認知症の方の尊厳を保ち、行動・心理症状（BPSD）へ適切に対応することで、穏やかな生活を送っていただけるよう支援します。
- (4) スタッフ一人ひとりが役割を深く認識することで真の意味での「他職種協働」を行える仕組みを作ります。
- (5) 嘱託医、町立病院との連携を深める中で、早期発見・早期治療につながる医療が提供されるよう支援します。
- (6) 経口摂取の維持と食形態、時間（タイミング）、そして嗜好調査を行いながら、「食」を楽しんでいただくための取り組みを行います。
- (7) 感染症対策の徹底（食中毒を含む）を図り、施設内での集団発生等起らぬよう、予防の啓発とスタッフへの指導を行います。
- (8) 専門機関の協力を仰ぎながら、口腔機能の維持・向上、嚥下機能の維持・向上のための取り組みを行います。
- (9) 平成30年に引き続き、補助金等を活用した介護ロボットの導入及び施設内の環境を改善するための修繕を年次的に行います。

5. 各種会議

<定例会議>

高齢者サービス調整会議（月1回）・ショートステイ調整会議（月1回）・福祉施設協議会・介護福祉部会への参加

<内部会議>

主任・リーダー会	目的…施設運営に於ける課題等を、協議決定する。決済会議。
	構成…施設長、生活相談員、各主任者、リーダー
サービス担当者会議	目的…施設介護サービス計画を作成する。随時、進捗状況を確認し、モニタリングを行う。
	構成…介護支援専門員、利用者本人、家族、担当職員
グループ会議	目的…業務全般の課題等を協議し、実践する。

	構成…介護職員
給食会議	目的…食事内容、食環境等、協議する。 構成…全調理員、管理栄養士
職員会議	目的…全職員共通の課題や周知事項を協議、伝達する。また、職場内研修に活用する。 構成…全職員
運営推進会議 (地域密着型のみ)	目的…利用者・地域住民等に提供サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービス提供を行う。 構成…家族・地域住民・行政職員・施設長・相談員・担当職員

<各種委員会>

施設入所検討委員会	目的…新規入所者を委員の合議にて決定する。 構成…局長、第三者委員、行政職員、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、必要時関係職員
事故防止委員会	目的…事故発生時、施設長の召集により開催し、原因の究明、今後の対応及び再発防止に向けた具体的対応を協議し、全員に周知、徹底する。 構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、各主任者、担当職員
身体拘束廃止委員会	目的…利用者の生命、身体を保護するためやむを得ず、身体拘束が必要な場合、施設長の召集にて開催し対応を協議、全職員に周知する。 構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護主任、看護主任、担当職員
感染症対策委員会	目的…感染症発症時、必要時、施設長の召集にて開催し、感染の拡大防止、対応を協議する。 構成…施設長、嘱託医、生活相談員、介護支援専門員、各主任者
衛生委員会	目的…職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべく対策を話し合う。 構成…管理職・職員
安全(医療的ケア)委員会	目的…実施のための体制の検討・事例の分析検討・教育・指導方法の検討・手順の検討と見直し 構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護主任、看護主任、担当職員
業務改善委員会	目的…職員の働き方、業務効率、労働時間等を細かく話し合い、働きやすい職場とするため、見直し改善を行う。 構成…主幹・主任・他参加自由

6. 研修計画

研 修 名	対 象 職 員
経営セミナー	施設長
スキルアップ研修	年度対象者
人材育成担当者研修	生活相談員・介護職員
ユニットリーダー研修	介護職員
ユニット実践者セミナー	介護職員
認定調査員実務研修	介護支援専門員
生活相談員研修	生活相談員
医療行為に関する研修	看護職員・介護職員
口腔ケア研修	看護職員・介護職員
老施協 中国大会・県大会	相談員・介護主任・リーダー
リスクマネジメント研修	相談員・介護主任・リーダー・看護職員
認知症研修	介護職員
感染症研修	看護職員・栄養士・調理員
人権擁護研修	全職員
介護技術研修	介護職員
介護支援専門員実務従事者研修	介護支援専門員
栄養士・調理員研修	栄養士・調理員
栄養ケアマネジメント研修	管理栄養士
介護職員実務者研修	介護職員
飯南町福祉施設協議会研修	全員
飯南町地域包括ケア推進局研修	全員
資格取得に向けた講座・研修	対象者

V. 居宅支援課

1. 運営方針

地域の高齢者や心身に障害がある方々が、住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、「地域福祉」の推進役である社会福祉協議会の相談援助を行う事業所として「気楽に相談できる、信頼される事業所」をめざし、地域における身近な相談者としての役割を担います。

2. 重点実施項目

(1) マネジメントの実施(ケアプラン作成)

- ・自立支援と重度化予防の視点を持ちマネジメントを行います
- ・地域包括ケアシステムの構築の推進に向け、医療との連携強化や他職種と協働を行い、地域ニーズの核となる個別支援から地域支援へ結び付けられるよう活動を行います。
- ・さまざまな生活課題をして解決していけるようチームをコーディネートし

ていく力をつけます。

(2) 運営管理

- ・特定事業所加算(Ⅲ)の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行えるように努め、利用者及び地域の方々に選ばれる事業所を目指します。
- ・法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示、ならびに説明責任を果たします。
- ・サービスの質の評価を行い、サービスの検証・改善に取り組みます。

(3) 相談対応の実施

- ・地域の相談所としての活動強化、包括支援センターとの連携を行い相談機能の充実を目指します。
- ・対人援助職としての個々のスキルアップをめざし、利用者、家族の望む生活への実現、または直面している問題や生活課題の緩和や解決を目指します。

3. 実施事業

(1) 介護保険における介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）作成

1) 居宅介護支援（要介護1～要介護5）

- ・利用者が可能な限りその居宅に置いて有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ・入退院や看取りにおける医療との連携を図り、在宅での安定した療養生活を支援します。また、家庭介護の継続ができるよう負担の軽減を行います。
- ・認知症の重度化予防や権利擁護に配慮し暮らしをサポートしていきます。

2) 介護予防・生活支援総合事業対象者（地域包括支援センター委託）

- ・閉じこもりや身体機能の改善のみならず、社会参加、生きがいや役割を促進し改善効果が現れるようマネジメントを行います。

(2) 要介護認定訪問調査（雲南広域連合委託）

- ・保険者から委託を受け場合は、公平・中立な調査を行います。

(3) 障害者総合支援法による計画相談支援

- ・障害を持った方々が「自分らしい生活、人生」を送ってもらうことが出来るよう、居宅介護、就労や社会参加を結びつけ生活を支援していきます。

(4) 初期段階での相談対応（包括ブランチ業務）

- ・高齢者の様々な相談を受け付けて的確な情報把握等を行い、専門的・継続的な関与、または緊急な対応が必要かを判断し、包括支援センターとの連絡を密にとり必要な支援に繋がります。

(5) 家族介護者交流事業

- ・家庭介護者が心身の健康を保ちながら介護を継続できるよう心身のリフレッシュを図り、介護者同士の繋がり場を提供します。

4. 特定事業所加算(Ⅲ)を含む事業所の整備

(1) 支援困難ケースを適切に処理できる体制を確保します。

(2) 24時間連絡体制を確保します。

(3) 運営基準(基準第13条関係)を遵守します。

(4) 介護支援専門員実務研修における実習の受け入れを行います。

(5) 資質・専門性の向上を目指します。(計画的な個別研修体制の確保)

ケアマネジメント学会、介護支援専門員協会が行う全国大会
 島根県ケアマネジメント研究大会
 雲南地域介護支援専門員協会研修
 雲南介護サービス事業者連絡会居宅部会研修会
 介護認定調査員現任研修
 保健所が開催する研修（難病・精神等）
 障がい者関係研修会
 県集団指導
 県社協主催研修会 等

(6) 関係機関との連携強化、諸会議への開催・参加

特定事業所として定例会議の開催	利用者に関するサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達 マネジメントに関する技術 事例検討会、困難事例処遇方針検討 社会資源の現状及び検討 苦情に関する改善方針の検討 職員間での問題点・課題共有、相談 保健・医療及び福祉に関する諸制度について 研修報告 等
保険者 行政・包括支援センター サービス事業所 介護保険施設 医療機関 保健所 福祉事務所 法人内 等	・他法人の事業所との事例検討・合同研究 ・適正給付に向けた事例検討会 ・担当者会議 ・高齢者等サービス調整会議 ・地域ケア会議 ・ケース検討・支援会議 ・病院等のカンファレンス ・保健所、行政が開催する会議 ・障がい者総合支援協議会が開催する会議 ・雲南地域サービス事業者連絡会居宅部会等

5. 包括支援センターとの協働・連携

- ・連絡会や随時の対応のなかで情報共有と処遇検討を行います。

6. 関係機関、地域福祉推進部門との協働・連携

- ・法人内での状況共有や課題認識をとおり、地域課題の抽出とその解決、ニーズに即した事業の提案を行います。

7. 効率的業務遂行と安定した利用者の確保

- ・地域資源や各種相談部門とのネットワークを構築し新規利用を確保します。
- ・職員相互の情報の共有化、業務分担による仕事の効率化を図り、チームとして働きやすい環境作りを行います。

8. 情報公表、自己評価、利用者意向調査の継続

- ・ 県公表制度への報告
- ・ 事業所自己評価、利用者アンケートの実施などで事業の見直し、改善を図ります。

9. 相談・苦情への対応

- ・ 苦情、要望の早期把握を行います。苦情に係る問題点の把握、対応策を検討し誠実に対応すると共に、苦情に至る背景を考察します。

VI. 保育所

1. 運営方針

- 町の保育方針、保育内容を基本とし、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」をすすめる社協の基本理念に沿って、保育所運営を行います。
- 一人ひとりの子どもの人権と個性を尊重し、心身の健康と自立を育む保育を目指します。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、保育サービスの充実を図り、安心して預けていただける保育所運営を目指します。

2. 重点実施項目

- 初任保育士の育成と保育士の研修を強化し、保育の質の向上を目指します。
- 産休明け保育実施に向けて、体制の整備、職員の研修に取り組みます。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」(改定保育指針)を目指した保育に取り組みます。
- 保小中高一貫教育の基、森林を軸とした森のようちえん教育の実践を進めていきます。
- 保育士確保対策事業に取り組みます。

3. 保育所の概要

保育所名及び所在地			定 員	児童数 (4月当初)
さつき保育所	住所	島根県飯石郡飯南町八神 142 番地	20名	10名
桜ヶ台保育所	住所	島根県飯石郡飯南町頓原 1426 番地	60名	46名
来島保育所	住所	島根県飯石郡飯南町野萱 774 番地 2	60名	36名
赤名保育所	住所	島根県飯石郡飯南町上赤名 70 番地 7	60名	43名

135名

4. 保育所の開所日・開所時間

業 務	開 所 日	開 所 時 間
通常保育 (標準時間認定児)	月曜日から金曜日	午前7時45分から午後7時まで
土曜保育	毎週土曜日	午前7時45分から午後6時まで
延長保育 (短時間認定児対象)	月曜日から金曜日	午後3時45分から午後7時まで
一時保育	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時まで

* 日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休所とします。

5. 受け入れ月齢

10か月～就学前まで

6. 飯南町子育て支援事業の実施

(1) 飯南町子育て支援事業実施要綱に基づく事業の実施

- 1) 延長保育事業・・・4保育所において実施（土曜日を除く毎日）
- 2) 一時保育事業・・・4保育所において実施（土曜日を除く毎日）
- 3) 子育て支援センター事業
就学前の在宅児童とその保護者及び妊婦を対象に、週1回集いのひろばを開催します。（名称「ほっと。café」）
- 4) ファミリーサポートセンター事業
育児について助け合う会員の組織化と運営の支援を行ないます。

7. 会議の実施

- 1) 所長会（月齢）
- 2) 主任者会（月例）
- 3) 調理担当者会（献立作成）（月例）
- 4) クラス別担当者会（随時）
- 5) 職員会議（月例）
- 6) 苦情処理第三者委員との情報交換会（年1回）

8. 職員の研修計画

(1) 外部研修への参加

- 1) 島根県保育協議会・・・総会、各種研修会
- 2) 雲南保育協議会・・・総会、施設長部会、保育士部会、研究委員会
調理担当者会、各種研修会
- 3) 島根県青少年家庭課・・・各種研修会
- 4) 島根県社会福祉協議会・・・各種研修会

(2) 内部研修への参加

- 1) 職員会議における復命研修
- 2) 社会福祉協議会職員自主研修
- 3) 飯南町保育所職員研修

9. 保育所自己評価の実施

- 1) 各保育所において、「保育所における第三者評価基準（自己評価ガイドライン）」に添った自己評価を実施します。